

第3次根室市 男女共同参画基本計画 (令和7年度～16年度)

～「思い込みを無くし個性を守るまち」を目指して～

(たたき台)



北海道根室市

— 目 次 —

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	・・・	2
2 計画の性格と位置づけ	・・・	3
3 SDGs との関連性	・・・	4
4 計画の期間	・・・	5
5 第2次男女共同参画事業の効果検証	・・・	6

第2章 根室市民の男女共同参画に関する意識

1 根室市民の男女共同参画に関する意識	・・・	8
---------------------	-----	---

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	・・・	18
2 計画の基本目標	・・・	19
3 計画の体系	・・・	20

第4章 計画推進体制

1 住民の参画と協働の推進	・・・	22
2 市役所における推進体制	・・・	22
3 国・北海道等との連携	・・・	22
4 計画の進行管理	・・・	22
5 成果指標	・・・	22

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向1 男女共同参画の意識の醸成	・・・	24
基本方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	・・・	25

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

基本方向3 人権の尊重と暴力の根絶	・・・	26
基本方向4 生涯を通じた健康支援	・・・	28

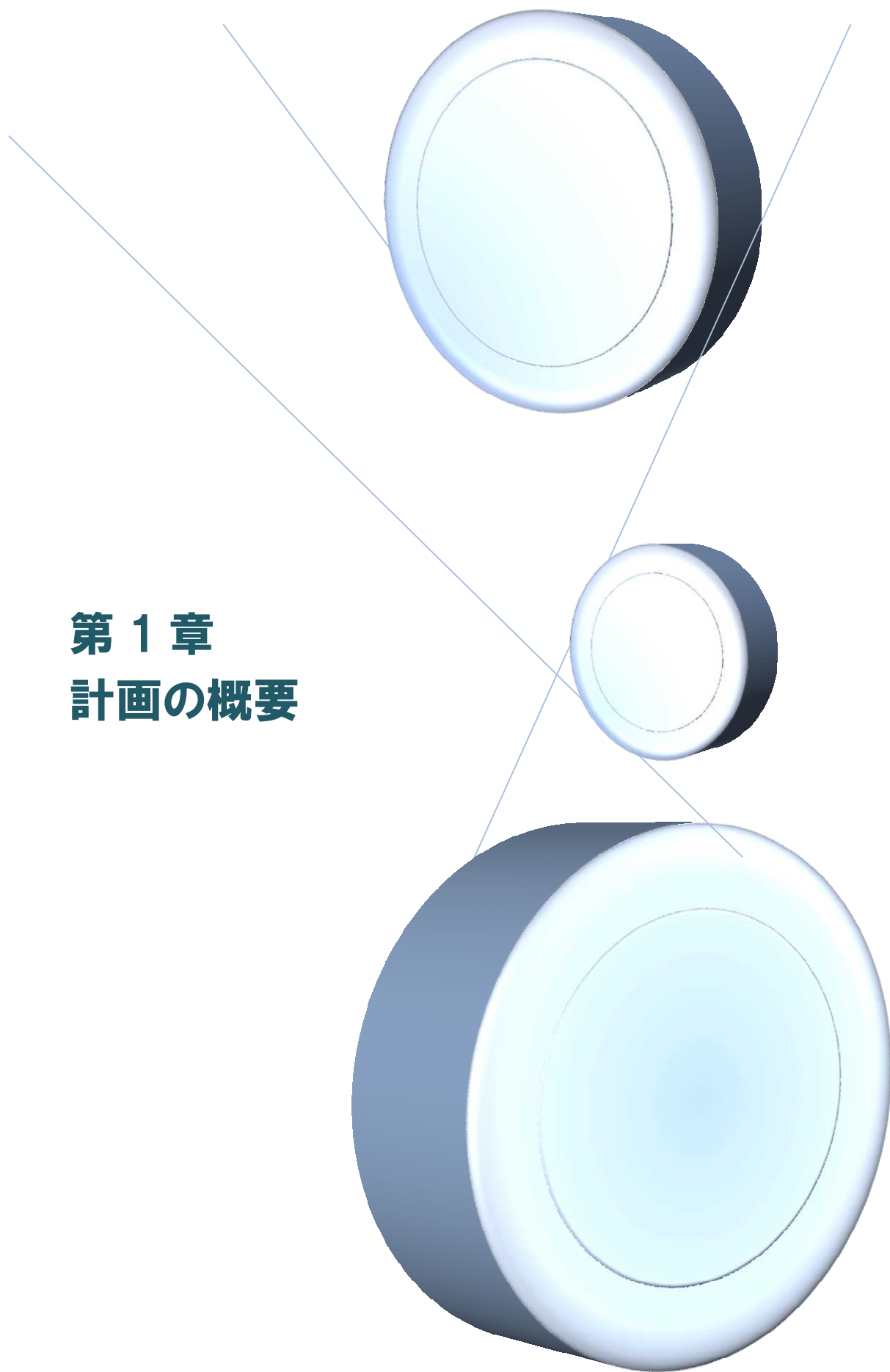
基本目標Ⅲ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

基本方向5 就労の場における男女共同参画の推進	・・・	29
基本方向6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		30

基本目標Ⅳ あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方向7 地域社会等における男女共同参画の推進	・・・	31
基本方向8 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	・・・	32

第 1 章 計画の概要



1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行などにより家族形態は変化し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に働き方が大きく見直され、価値観やライフスタイル※が多様化するなど社会情勢は大きく変化しており、このような変化に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができ自分らしく暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

国においては、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、『男女が性別にかかわらず共に助け合って仕事や生活をして、個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる場面に参画する』ことを基本に、男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つとして位置づけました。

また、平成27年（2015年）9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）を制定し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

根室市においては、平成16年（2004年）3月に基本理念や施策などを定めた「根室市男女共同参画基本計画」を第1次計画として策定し、平成28年（2016年）3月には、「第2次根室市男女共同参画基本計画」として計画を見直し、『男女が互いに人権を尊重し支え合うまちを目指して』、総合的・計画的に施策の展開を図ってまいりました。

この間、男女共同参画への意識は社会に少しずつ浸透してきているものの、いまだに家庭・職場・地域などの社会において、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が根強く残るとともに、配偶者やパートナーからの暴力（以下「DV※」という。）やストーカー等の問題も潜在化していると考えられ、多くの課題が残されています。

こうした状況や新たな課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進するため、第3次根室市男女共同参画基本計画（令和7年度～16年度）（以下「計画」という。）を策定するものです。

※ライフスタイル：生活の様式、営み方、人生観、価値観、週間なおを含めた個人の生き方のこと

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者との間で起こる暴力のこと

2. 計画の性格と位置づけ

①関係法令との整合性

計画は、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき策定するものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく計画として位置付けます。

また、「第10期根室市総合計画」を上位計画とし、関連する他の個別計画との整合性や連携を図りつつ、国や北海道の男女共同参画基本計画を勘案し、根室市における男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(1)男女共同参画社会基本法

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(2)女性活躍推進法

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(3)DV防止法

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

②市の個別計画との整合性

本計画において、特別に標記していない場合は両性に関する記述であり、また、その中には高齢者や障がい者等も含まれています。

そのうえで、各個人の状況に応じた個別の計画として次のとおり定めていますので、その整合性を図ります。

- ・心身の健康に関すること・・・「根室市健康増進計画」
- ・高齢者に関すること・・・「根室市高齢者保健福祉計画」
- ・障がい者に関すること・・・「根室市障がい者計画」

3. SDGsとの関連性

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

男女共同参画社会の実現は、特に目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」に大きく関連します。



4. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

なお、計画は、今後の社会情勢の変化、国や道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
計画	第5次男女共同参画基本計画（国）										
	第3次北海道男女平等参画基本計画										
	第10期根室市総合計画										
	根室市男女共同参画基本計画（令和7年度～16年度）										

5. 第2次男女共同参画事業の効果検証

平成27年度に策定した「第2次根室市男女共同参画基本計画」（平成27～令和6年度）では、男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」など4つの基本目標を掲げ、15施策72の取り組みを実施しました。

また、成果指標として4つの項目を設定しましたが、達成状況については次のとおりです。

●第2次男女共同参画基本計画に定めた成果目標

No.	項 目	策定時 (H26)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
1	生活全般を通して男女が平等であると思う人の割合	20.4% ※1	15.1%	50.0%
2	「ワーク・ライフ・バランス※」の言葉について知っている人の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	47.1% ※1	目標達成 52.1%	50.0%
3	「パパママ学級※」への男性の参加率	25.9%	目標達成 75.0%	50.0%
4	地域や審議会等への女性の参加率	20.6%	24.9%	30.0%

※1 No.1 および2については、計画策定時(H26)には調査を行っていなかったため、H27の調査値を掲載

4つの目標のうちNo.2からNo.4については、計画策定時より数値を伸ばし、さらにNo.2およびNo.3については目標値を達成している状況にあるにもかかわらず、No.1の「生活全般を通して男女が平等であると思う人の割合」は計画策定時から減少しており、これまでの取組の成果と市民の認識に矛盾が生じていることが窺えます。

**第2章
根室市民の
男女共同参画に関する意識**

1. 調査目的

「第3次根室市男女共同参画基本計画」を策定するに当たって、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し計画策定の参考とするため、令和6年8月20日から1ヶ月間、アンケート調査を実施しました。

2. 調査概要

(1) 調査対象

中学生以上の全ての根室市民（令和6年7月末現在値 20,986人）

(2) 調査方法

オンライン回答

(3) 調査期間

令和6年8月20日～令和6年9月20日

3. 回収状況

・回収数 144件

4. 回答結果

(1) 回答者の属性

・男女構成

男性 91人、48.7%、

女性 91人、48.7%

どちらでもない 2人、1.1%

答えたくない 3人、1.6%

円グラフ

・年齢構成

10代 48人、25.7%

20代 18人、9.6%

30代 26人、13.9%

40代 35人、18.7%

50代 37人、19.8%

60代 14人、7.5%

70歳以上 9人、4.8%

円グラフ

(2) 男女共同参画意識

■性別による固定的な役割分担意識について

- ・根室市民が共感できることがら

	男性の割合	女性の割合
女性が育児を行った方が子どもの成長に良い	〇〇.〇%	〇〇.〇%
跡継ぎは長男の役割だ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
花嫁修行は必要	〇〇.〇%	〇〇.〇%
荷物の運搬など力仕事は男性の役割だ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
食事代など交際費の支払いは男性が行うべき	〇〇.〇%	〇〇.〇%
来客へのお茶出しは女性の役割だ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
リーダーは男性が務めるべき	〇〇.〇%	〇〇.〇%
特撮ヒーローのピンクは女性のポジションだ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
重要な決断は男性の役割だ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
トイレの清掃員は女性の仕事だ	〇〇.〇%	〇〇.〇%
プロポーズは男性からする方が望ましい	〇〇.〇%	〇〇.〇%
どれも共感できない	〇〇.〇%	〇〇.〇%

- ・「女だから」「男だから」と言われたことがある市民の割合

よく言われる	〇〇.〇%
ときどき言われる	〇〇.〇%
言われたことはない	〇〇.〇%

- ・「女だから」「男だから」と言われた時にどう感じたか

嫌な気分になったことが多かった	〇〇.〇%
その通りだと思ったことが多かった	〇〇.〇%
何も思わなかった	〇〇.〇%

- ・男性が育児休業を取得することについてどう考えているか

積極的に取得すべき	〇〇.〇%
取得には賛成だが職場が取得できる雰囲気ではない	〇〇.〇%
育児は女性がすべきなので取得するべきではない	〇〇.〇%
分からない	〇〇.〇%

- ・分析結果

※男女別、年代別（若年層、壮年、中・高年の3区分程度）

※市民の性別役割分担意識について

■家庭における男女共同について

・家庭において男女が平等であると感じている市民の割合

平等と感じる 55.6%

男性が優位と感じる 37.4%

女性が優位と感じる 7.0%

・「家庭における男女平等」の考え方

男性は家計を支え、女性は家庭を支える 〇〇.〇%

家事や育児、家計の管理など、すべての家庭内の責任を
男女が均等に分担する 〇〇.〇%

男女がそれぞれの能力を活かし、効率的になるよう役割分担する 〇〇.〇%

・家庭におけるパートナーとの「理想」の役割分担

	男性が実施	女性が実施	どちらも実施
食事の支度	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
食事の片付け	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
日用品の買い物	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
掃除	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
洗濯	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
ごみ出し	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
こどもの世話	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
身内の介護	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
家計の管理	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%

・家庭におけるパートナーとの「実際」の役割分担

	男性が実施	女性が実施	どちらも実施	該当しない
食事の支度	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
食事の片付け	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
日用品の買い物	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
掃除	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
洗濯	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
ごみ出し	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	
こどもの世話	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
身内の介護	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%
家計の管理	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	

- ・ 分析結果

- ※男女別、年代別（若年層、壮年、中・高年の3区分程度）

- ※理想と現実のギャップ

■女性の仕事について

- ・ 女性が仕事をするについてどう考えますか

仕事は男性の役割なので女性は仕事をする必要はない	0.5%
結婚したら仕事を辞めた方が良い	0.0%
出産したら仕事を辞めた方が良い	1.6%
本人（女性）の意思を尊重すべき	92.0%
分からない	5.9%

- ・ 女性が仕事を続けるうえで障害となっているものは何だと思いますか

家庭において家族の協力が得られない（家事、育児、介護との両立）	31.0%
職場の労働環境が整っていない（復職しにくい雰囲気がある）	26.0%
保育施設の数十分ではない	15.6%
賃金が低く、働く意欲が湧かない	17.7%
その他	2.1%
特に障害となるものはない	7.6%

- ・ 分析結果

- ※市民の女性が仕事を続けるために必要と考えていること

■学校における男女共同について

- ・ 学校において男女平等であると感じている割合

平等と感じる	78.4%
男性が優位と感じる	11.3%
女性が優位と感じる	10.3%

・学校における男女差

荷物の運搬など力仕事は男性が行うことが多い	〇〇.〇%
女性の部活動の種類が少ない	〇〇.〇%
女性の生徒会長が少ない	〇〇.〇%
その他	〇〇.〇%

・分析結果

■職場における男女共同について

・職場において男女平等であると感じている割合

平等と感じる	39.0%
男性が優位と感じる	57.4%
女性が優位と感じる	3.7%

・職場における男女差

女性は昇進しにくい	30.8%
女性の方が会議での発言権が弱い	12.6%
女性には重要な仕事が任されない	18.2%
コピーや来客へのお茶出しなど女性しかやらない仕事がある	23.9%
結婚（出産）を機に退職を促された（促された人を見たことがある）	9.4%
その他	5.0%

・職場でのセクシャル・ハラスメント被害の実態

自身が被害にあったことがある	21.5%
自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている	26.7%
セクシャル・ハラスメントはない	51.9%

・職場でのマタニティ・ハラスメント被害の実態

自身が被害にあったことがある	9.4%
自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている	21.1%
マタニティ・ハラスメントはない	69.5%

- ・分析結果

- ※男女別、年代別（若年層、壮年、中・高年の3区分程度）

- ※女性軽視、ハラスメント（女性活躍推進法に基づく）について

■地域社会における男女共同について

- ・町内会活動やサークル活動など家庭・職場以外の環境において男女平等であると感じている割合

- 平等と感じる 〇〇.〇%

- 男性が優位と感じる 〇〇.〇%

- 女性が優位と感じる 〇〇.〇%

- ※特にコメント不要

■DV被害について

- ・DV被害の実態

- 被害を受けたことがある・被害を受けた人を知っている 21.9%

- 被害を受けたことはない・身近に被害を受けた人はいない 78.1%

- ・DV被害を相談した市民

- 警察、家族、友人など誰かに相談した 〇〇.〇%

- 誰にも相談していない 〇〇.〇%

- ・DV被害を相談しなかった理由

- 相談しても無駄だと思ったから 〇〇.〇%

- 相手に相談した事が知られることで暴力がひどくなるなど、今後の事を考え我慢するしかないと思ったから 〇〇.〇%

- 恥ずかしくて誰にも知られたくなかったから 〇〇.〇%

- その他

- ・分析結果

- ※男女別、年齢別

(3) 根室市の男女共同参画について

- ・ 根室市男女共同参画基本計画を知っている市民割合

読んだことがある	11.2%
知っているが読んだことはない	21.1%
知らない	69.5%

- ・ 根室市の男女共同参画の取り組みを知っている市民の割合

	知っている
学校における男女混合名簿の導入	〇〇.〇%
学校で性別に関わらず「〇〇さん」と呼称	〇〇.〇%
毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、図書館で 専用コーナーを設置	〇〇.〇%
「親子の集い」の開催	〇〇.〇%
「根室なでしこ応援事業」の実施	〇〇.〇%
延長保育の実施	〇〇.〇%
家庭相談員の配置	〇〇.〇%
男女のニーズの違いに配慮した備蓄品の整備	〇〇.〇%

- ・ 根室市において男女共同参画社会を実現するために必要な取り組み

市政に女性の視点を反映できるように市役所の女性職員の 管理職登用を進める	16.1%
学校での男女平等教育を推進する	19.2%
男性の家庭参画を促すために啓発を行う	13.0%
男性の育児休業の取得を推奨するよう啓発を行う	19.2%
女性リーダーを養成する	11.8%
職場でのセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント 対策を進める	18.2%
その他	2.6%

- ・ 分析結果

※男女別、年代別（若年層、壮年、中・高年の3区分程度）

※市政への興味・関心

※市で取り組むべき施策

(4) 多様性について

- ・ 性別のほか、国籍や職業、性的指向、性自認など一人ひとりの多様性が尊重される社会を目指す必要があると考えますか？

目指す必要がある 69.0%

目指す必要はない 8.0%

分からない 23.0%

- ・ パートナシップ制度の導入を目指すべきと考えますか？

目指す必要がある 51.3%

目指す必要はない 8.6%

分からない 40.1%

- ・ 分析結果

※男女別、年代別（若年層、壮年、中・高年の3区分程度）

(5) まとめ

アンケートの自由意見を見ると、「男女共同参画」という言葉を「男女比率の均等化」や「家事や仕事の役割分担の均等化」と誤解している市民意見も見受けられることから、「男女共同参画」についての正しい理解を広める必要があります。

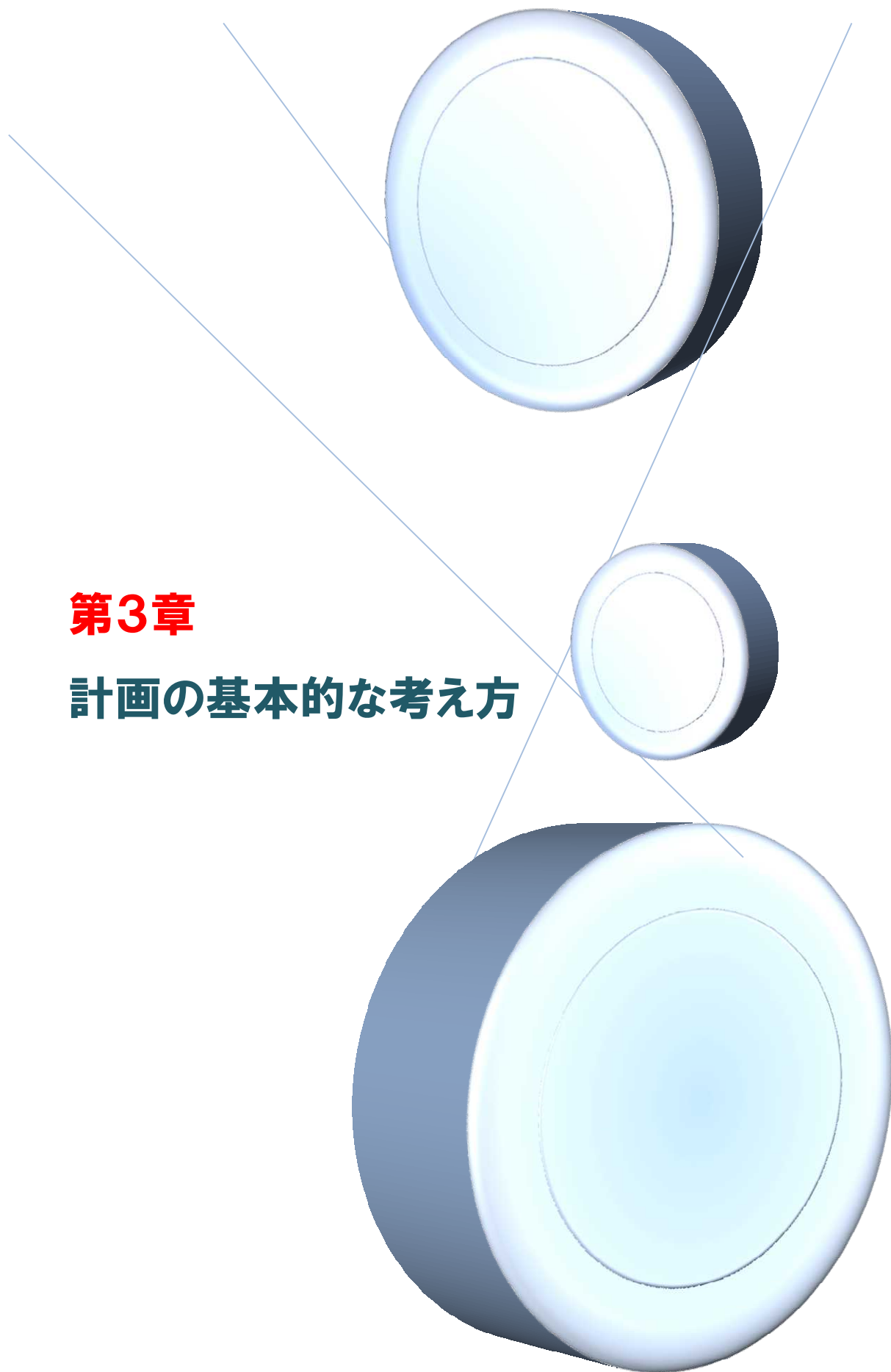
また、根室市の男女共同参画基本計画を知っている市民が約1割であることや、市の取組が市民に認知されていないなど、市民の関心が薄いことが窺えます。

(6) その他意見、自由意見

20 代 男性	生物学的に男女に違いがあることは明確なので、完全なる男女平等は無理である。男女共同参画社会の実現は重要視する部分では無い。
30 代 男性	賃金が少なく、主婦や主夫を選択できない社会構造に問題がある。 女性でも男性でも仕事よりも家庭を優先したい人がいるのに、そこを無視して社会に出させようという動きが少子化を推進させていることに気づいていない。そして、一度辞めても復職しにくい人事制度や、能力を活かせる職場が不足していることも人口の流出を助長している。
40 代 女性	掃除を手伝ってくれない。ゴミをまとめて捨てたりしないといけない。 国家資格を取得しても配置転換してくれない。20 年以上の勤続年数なのに年下の年数も下の男性高卒者と給料の差がさほどない。
50 代 女性	根室市は地域のジェンダー平等ができていない。第一次産業の街なので役割分担としてしかたない部分もありますが、もう少し、男性優位な部分を理解し、次世代の夫婦に口出しせず、嫁だから、妻だから、母だから、私もかつてそうしたからと古い体質を押し付けないでほしいです。
50 代 男性	市役所自体がハラスメントの塊だと思う。市役所を訪れる市民に対する対応や言葉使いなど。市役所職員は公務員としての立場を利用しすぎだと思う。市役所職員は市民の目線で物事を考えるべきであるとおもう。 所詮男は男、女は女、どちらもどれだけ努力しても異性に近づく事はできないが、何かをする時は互いの利点を共有する事は出来ると思う。 単に男女平等と言うのではなく利点の活用じゃなかなって思う。 最後にこのアンケートを作成した人達に言いたい、アンケートの作り方が素人で所詮公務員。このアンケートでは何も変えられないのでは？
60 代 女性	これからは多様性、主体性、ジェンダーなど重視されなければならないので、頑張って推進していただきたいです。
60 代 男性	計画を検討し政策を決定するためには、積極的に発言する委員等市役所に都合の良い人の意見を聞いている。先ずはここから改め、声を出すに出せない市民(真に施策を必要とする市民)のニーズをしっかりと捉えなければ画に描いた餅だし、ただの茶番劇になる。
70 歳 以上 女性	地域はまだまだ男性優位社会であると感じる。市役所でも、管理職の女性職員はほとんどいないし、様々な委員会、協議会でも女性が圧倒的に少ない。男性ばかり多いところで協議している社会が平等であるとはとても思えない。 男女共同参画社会を真に目指すために、教育がとても重要であると考えている。

第3章

計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念

計画は、根室市における男女共同参画社会の実現を目的としており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

この男女共同参画社会基本法が掲げる理念を踏まえ、これまでの「根室市男女共同参画基本計画」に掲げた4つの基本理念を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。

法第3条 ・ 男女の人権の尊重

法第4条 ・ 社会における制度又は慣行についての配慮

法第5条 ・ 政策等の立案及び決定への共同参画

法第6条 ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立

2. 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、次の4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画の推進のためには、性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、一人ひとりがお互いを認め合う意識が必要であり、そのためには男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

また、学校教育や家庭・地域において市民のさまざまな学習機会をつくり、男女共同参画の意識形成を目指します。

【基本目標Ⅱ】 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

男女を問わず一人ひとりが個人として尊重されるようDV等の暴力を認めない環境をつくる必要があります。

また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要であり、健康に対する意識の向上を図るとともに、各種健康診査等による疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、生涯を通じた健康の増進を目指します。

【基本目標Ⅲ】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくりが必要です。

そのため、長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事、そして、育児や介護などといった段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できる環境整備への支援の充実など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現を目指します。

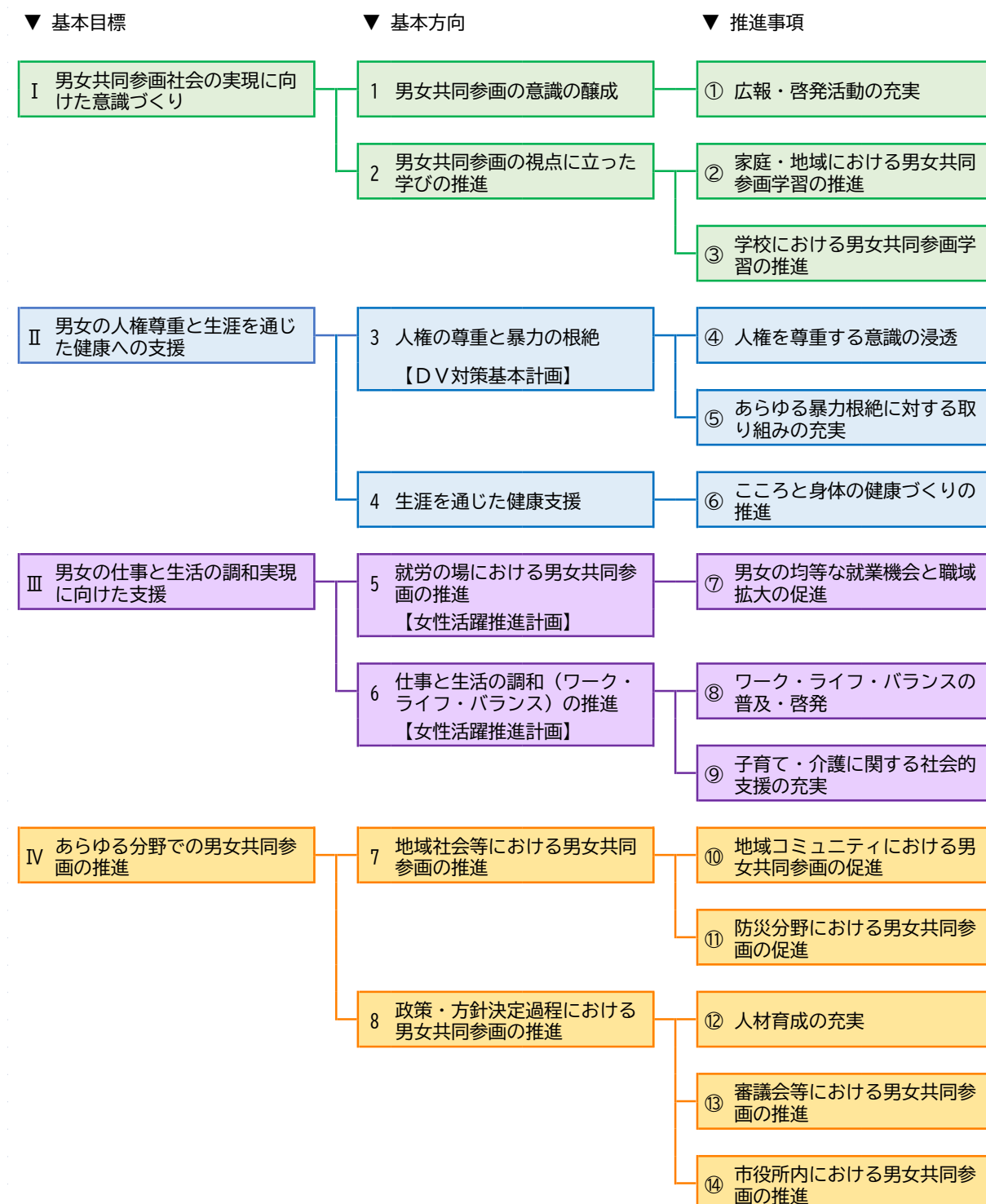
【基本目標Ⅳ】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画することが必要です。

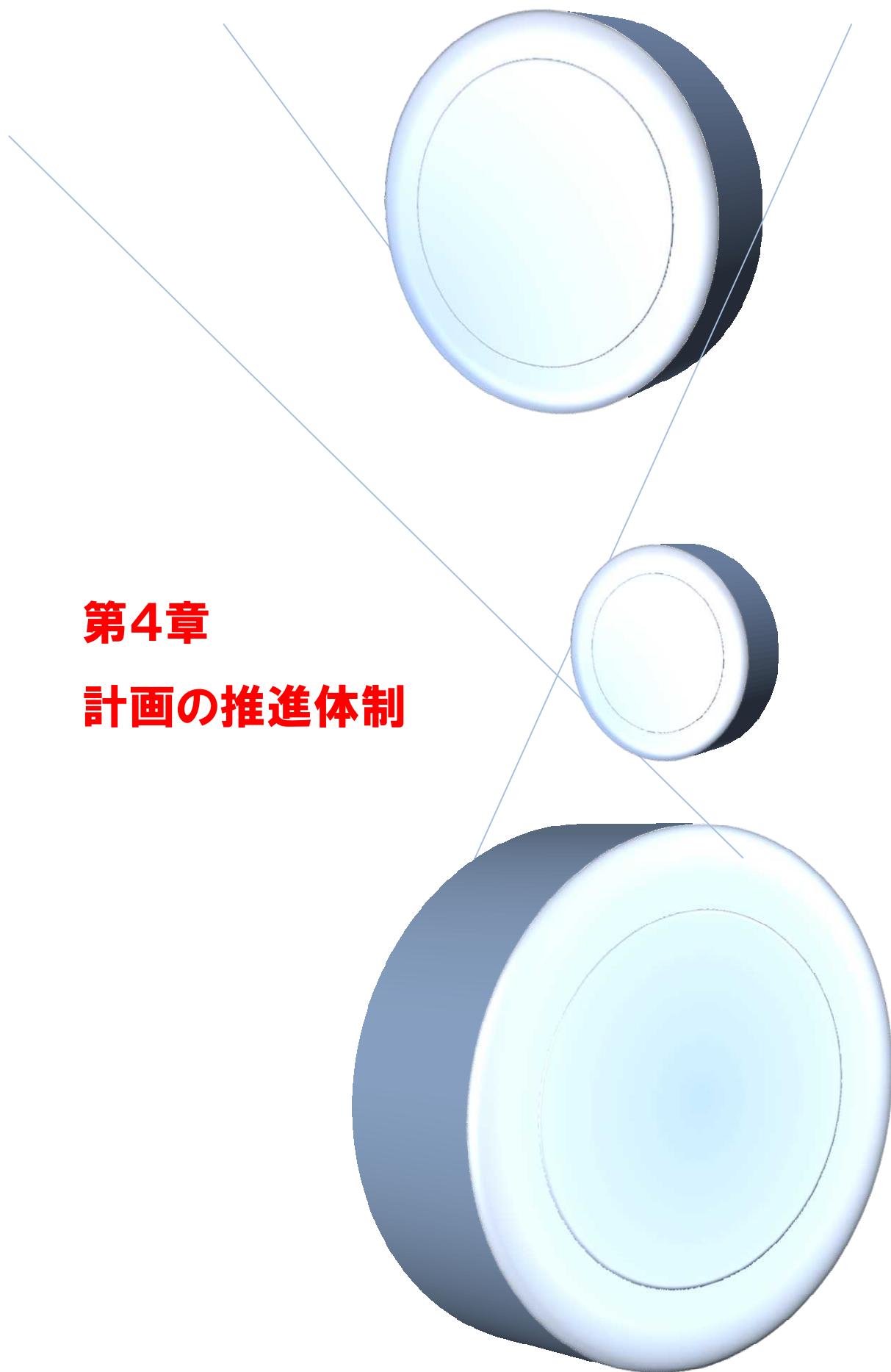
特に、地域においては、防災活動をはじめとする地域の絆づくりが重要であり、地域コミュニティ活動を維持していくため、誰もが参加しやすい仕組みを構築し、男女が共に役割や責任を担い参画できる社会を目指します。

※ワーク・ライフ・バランス：働く全ての人が「仕事」と「仕事以外」の生活の調和をとり、両方を充実させる働き方や生き方のこと

3. 計画の体系



第4章 計画の推進体制



1. 住民の参画と協働の推進

一人ひとりが暮らしやすいまち、ずっと住み続けたいと思うまちは、性別にかかわらず、大人も、子どもも、高齢者も、障がいのある人も、あらゆる人々の人権が守られたまちです。

計画を推進し、男女共同参画社会の実現を図るためには、さまざまな分野で、自主的な活動に取り組む住民や関係団体、事業者等と根室市とのパートナーシップが欠かせません。根室市では、これらのパートナーと協働しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

2. 市役所における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、現状・課題等を踏まえながら関係課が連携し取り組みを進めます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた研修などを通じて、職員一人ひとりの意識向上に取り組めます。

3. 国・北海道等との連携

計画を推進するにあたっては、情報の収集・交換をはじめ、国や北海道など関係機関と十分な連携を図りながら、施策の効果的な展開に努めます。

4. 計画の進捗管理

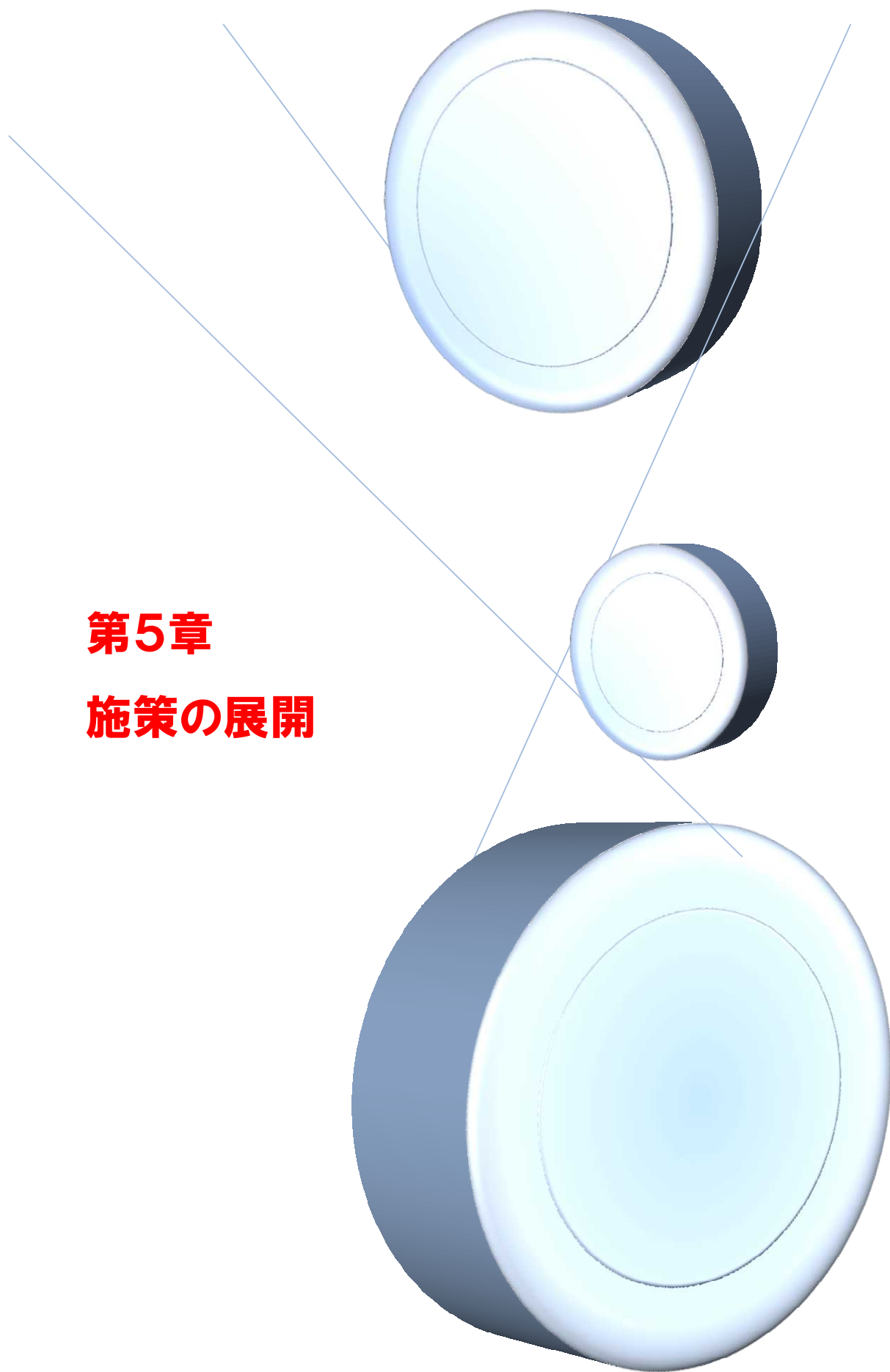
計画をより実効性のあるものとするため、**根室市男女共同参画基本計画策定委員会**により計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に調査・検証を行います。

5. 成果指標

男女共同参画社会を推進するため、その指標として目標値を次のように設定します。

	項 目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目標値 (R16)
1	家庭において男女が平等であると思う人の割合	15.1%	30%	50%
2	職場において男女が平等であると思う人の割合	15.1%	30%	50%
3	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について知っている人の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	52.1%	60%	70%
4	地域や審議会等への女性の参加率	25.6%	30%	40%
5	市職員の主査職以上における女性の割合	12.7%	25%	30%

第5章
施策の展開



【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向1 男女共同参画の意識の醸成

<現状と課題>

平成11年の男女共同参画社会基本法制定後、根室市においては平成16年に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の意識の醸成を図るため、講演会の実施や広報ねむろ等による啓発を進めてきました。

しかし、長い歴史の中で培われた社会の慣習・慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っています。

また、市民アンケートの結果を見ると、「男女共同参画」という言葉を「男女比率の均等化」や「家事や仕事の役割分担の均等化」と誤解している市民意見も見受けられることから、「男女共同参画」についての正しい理解を広める必要があります。

さらに、少子高齢化や人口減少が進行する現代においては、性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重するダイバーシティ※を目指し、誰もが社会の一員として自立し責任を担うことが求められており、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる場に根付いている性別による固定的な役割分担の意識を解消し、個々に応じた選択が無理なくできる社会を築くことが必要です。

<施策の展開>

●推進事項① 広報・啓発活動の充実

男女共同参画やダイバーシティについての理解を深めるため広報紙やSNS等の広報媒体の活用、講演会や研修会を開催するなど啓発活動に努めます。

また、関係機関と連携し、各種資料やパンフレット等を活用して男女共同参画やダイバーシティの意識の高揚を図ります。

※ダイバーシティ：日本語で「多様性」の意味で、人種・性別・宗教・価値観などさまざまに異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態のこと

基本方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

<現状と課題>

家庭、地域、学校などで行われる教育や学習は、一人ひとりの自立や個人としての生き方を尊重するとともに、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むという人間形成において重要な役割を果たしており、男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが何よりも重要です。

これからの社会を担う子どもたちの意識を育てるには、家庭、地域、学校での教育や学習が非常に大きな役割を持っています。

このため、子どもたちに対しては、学校が発達段階に応じて男女の相互理解と相互協力の重要性など男女共同参画の意識を育てる教育が必要です。特に、進路指導においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力に合わせた取り組みが必要となります。

また、生活の基本となる家庭においては、幼少期から個々の人権が尊重されるよう保護者の学習の場や情報提供が必要であり、地域においては学校や家庭への支えとなるような取り組みが求められます。

このように、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる世代、あらゆる機会、あらゆる場所において男女共同参画に関する教育や学習の機会の充実が必要です。

<施策の展開>

●推進事項② 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

家庭における家事や育児を男女が協力して取り組む社会を目指し、市民への意識醸成を図るほか、町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の理解と取り組みへの協力を求めます。

また、関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や研修会を実施するなど、男女共同参画に関する生涯学習機会の充実を図ります。

●推進事項③ 学校における男女平等教育の推進

発達段階に応じて、男女の特性やお互いの立場を理解するための男女平等教育を推進し、児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、男女の性別にとらわれずに職業選択や生活設計できるよう、個性や能力に合わせた進路指導等を推進します。

また、教職員が男女共同参画を正しく理解し、学校における男女平等教育や個性を尊重する学校教育、進路指導を推進するため教職員研修の充実に努めます。

【基本目標 Ⅱ】 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

基本方向3 人権の尊重と暴力の根絶

<現状と課題>

人権は、人が生まれながらにして持つもので、誰もがその人らしく幸せに生きるための最も基本的な権利であり、あらゆる人が、性別や性自認、年齢、生まれた家庭環境や社会的立場に関わらず、生涯にわたり、一人の人間として尊重される社会でなければなりません。

これまで、様々な取り組みが進められてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、様々な差別や偏見が残されています。このような中で、DVや職場等における地位を利用した悪質なセクシャル・ハラスメント※などによる被害は後を絶たず、その被害者の多くが女性であることから、そのような暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特にDVやストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、インターネットやSNSの普及に伴い、暴力等は一層多様化している状況です。しかし、DVは外部から発見されにくく、個人や家庭内の問題と考えられる傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力が徐々にエスカレートし、長期化・深刻化する可能性があります。また、こうした暴力を目撃した子どもは、今後の成長過程において大きな影響を与える可能性があることから、児童虐待防止対策の一環として取り組む必要があります。

※配偶者等からの暴力防止のための啓発や被害に対する相談支援などを推進するために、計画の基本方向3をDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置付けます。

<施策の展開>

●推進事項④ 人権を尊重する意識の浸透

人権尊重意識の浸透を図るため、関係機関と連携し啓発活動および人権教育を推進します。

また、「女性の人権ホットライン」などの相談窓口等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して人権相談を支援します。

さらに、戸籍上の性別が同性同士のカップルについて、自治体の裁量で「結婚に相当する関係」として様々なサービスを受けやすくする制度、いわゆる「パートナーシップ制度」の導入を目指します。

※セクシャル・ハラスメント：相手を不快にさせる性的な言動や行為のこと

●推進事項⑤ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

暴力根絶に向け、地域や関係団体等と連携した相談・支援体制の構築を推進し、暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権被害であることについての理解を深めるとともに、DV被害者が、DVであることを認識し、また、周囲も早期に気付くことができるよう意識啓発に取り組むとともに、DV被害者などがすぐに相談できるように、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図ります。

保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の予防・未然防止を図ります。

基本方向4 生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

生涯にわたり心豊かにいきいきと暮らすためには心身ともに健康で、男女がお互いを理解し合い、思いやりを持つことが男女共同参画を推進するうえでも重要です。

こうしたことから、**身体構造における性の違い**の理解を深めるとともに、心身の健康についての正しい知識を習得し、自分自身で健康管理ができるように、健康診査や健康相談体制の充実を図る必要があります。

特に、女性は妊娠と出産を経験する可能性があり、男性と異なる様々な健康上の問題に直面することから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケアまでを含めた健康施策に取り組む必要があります。

このため、妊娠・出産や育児不安の高い時期の相談体制の充実など切れ目のない支援を展開する必要があります。

また、近年は、性情報の氾濫や薬物・喫煙など若年層における社会問題が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じた教育を実施し、正しい知識の習得および意識啓発に向けた取り組みが重要となります。

<施策の展開>

●推進事項⑥ 心と身体健康づくりの推進

生涯にわたって自分の健康は自分で管理し、心豊かに生き生きとした生活を送ることを目指した健康教育を推進するとともに、健康に関するさまざまな悩みや不安を解消する相談体制の充実に努めます。

特に、女性特有の病気への理解を深めるとともに、女性に対し基本健康診査や各種がん検診などの受診を促進し、疾病の早期発見、早期治療を推進するなど生涯にわたる健康づくりを支援します。

また、各ライフステージに応じた体力づくりや健康づくりに気軽に取り組めるよう、市民ニーズを取り入れたスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。

児童生徒に対し、薬物・喫煙などによる健康被害への理解を深めるための健康教育を推進するとともに、広報・リーフレット等による啓発活動の充実を図ります。

また、性に関する正しい知識を持ち、生命や人権を尊重する心を育成するため、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

【基本目標 Ⅲ】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

基本方向5 就労の場における男女共同参画の推進

<現状と課題>

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により制度上では男女平等が進んできましたが、依然として結婚や出産を機に退職する女性が多い状況となっています。

また、少子高齢化の進行により労働力不足が懸念されており、働きたい人がその能力を発揮できる環境を整備することは、社会経済の安定のためにも重要な課題です。

こうしたことから、男女が性別にかかわらず、差別なく働くことができるためには、企業や事業所において男女間の格差をなくし、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※対策を推進し、働きたい人が働き続けられるための支援や働き方の見直しの理解などの取り組みが不可欠です。

そのためには、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発などを効果的に推進していくことが重要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向5を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

<施策の展開>

●推進事項⑦ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

企業並びに被用者に対し「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」などの周知・啓発を行い、性別による固定的な役割分担にとらわれない職域の拡大を促進するとともに、男女の働きやすい環境を作るため、企業におけるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止を呼びかけるなど、意識啓発に努めます。

「根室なでしこバンク」を設置し、女性の潜在力や就労ニーズ調査などの情報収集を行うほか、女性の勤労に対する動機付け・意識改革を促す情報提供など、就労等に向けた支援を行います。

U・Iターン者向け創業支援、空き店舗出店支援など、関係機関と連携し、起業に向けた支援を行います。

市内企業と連携し、職場体験実習や各種資格取得支援を行い、個々の適正や能力、希望職種に合った総合的な職業能力開発支援を促進します。

※マタニティ・ハラスメント：妊娠や出産した方に対して精神的、身体的ないやがらせのこと

基本方向6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

<現状と課題>

男女がともに多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

しかしながら、長時間労働などにより、仕事と子育てや介護の両立に対する悩みなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られるなど、将来への不安や豊かさを実感できないことが社会の活力低下などに繋がっています。

このため、男女が共に協力し合い、仕事や家庭、地域生活等において、能力を発揮する機会を確保し、喜びと生きがいを実感することができる社会を目指すため、就業環境の見直しや、子育て支援や介護等に係る家族への支援を積極的に取り組める環境の整備など、企業等の関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることが必要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向6を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

<施策の展開>

●推進事項⑧ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

パンフレット等による広報や啓発活動、講演会やセミナーなどを開催し、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図ります。

●推進事項⑨ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

保護者の就労などを支援するため、**その子どもたちの保育所入所、延長保育や一時保育**、放課後等における適切な遊びや生活の場となる留守家庭児童会等の充実を図ります。

また、子育てや介護についての悩みなど気軽に相談できるよう、利用者の立場に配慮した相談体制づくりを推進します。

【基本目標Ⅳ】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方向7 地域社会等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

近年、地域社会においては、住民同士の交流が減少し、地域への帰属意識の低下や人間関係の希薄化などにより地域のあり方が変化しています。

人々にとって最も身近な暮らしの場として、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを解決する地域コミュニティの重要性が高まっており、心豊かで住みよいまちづくりを進めるためには、男女が協力して地域社会における役割と責任を担い、地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。

また、近年では、巨大地震や大雨による河川の増水に土砂崩れなど大規模災害の発生により、避難所運営などにおいて男女のニーズの違いなどから様々な問題が浮き彫りとなり、防災や減災活動に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が再認識されるとともに、地域の絆や共助の精神などといった地域が担う役割の大切さを改めて感じる機会となりました。

このため、地域の絆や共助の精神といった地域の力の維持向上を図り、男女がともに積極的に地域活動へ参画し、「支え合い」、「助け合い」、「声掛け」、「見守り」等による「顔の見える地域づくり」を進めていく必要があります。

<施策の展開>

●推進事項⑩ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の理解と取り組みの協力を求めます。

また、団体、サークル紹介など市民活動に関する情報提供を行うとともに、活動への支援など市民活動の活性化を図ります。

●推進事項⑪ 防災分野における男女共同参画の促進

男女のニーズの違いに配慮した備蓄品整備をはじめ、避難所運営訓練、出前講座などにおいてあらゆる視点を踏まえた取り組みを推進します。

また、消防団、自主防災組織における男女それぞれの視点を取り入れた住民主体の防災活動を推進します。

基本方向8 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、様々な意思や方針の決定の場において、男女が対等に参画し、お互いの意見を反映させた取り組みが必要であるとともに、男女がともに能力を発揮できる環境づくりが大切です。

市民の意見を反映させる市の審議会などにおいても、男女がともに参画し、お互いの意見を尊重した調和のとれた意識決定が重要な課題となっており、男女比率の均衡を図るための取り組みを進めてきましたが、今もなお、男女共同参画への取り組みが十分とはいえない状況となっています。

しかし、審議会等の男女比率の均衡を図るだけではなく、市民が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画するためには、能力の開発と発揮を促進する取り組みが重要であることから、人材を育成する機会を充実させ、自らが意欲を持って積極的に行動できる環境づくりが必要です。

また、市役所における女性職員の割合に対し、管理職（部長及び課長職）及び主査職の男女比率が大きく偏っていることから、引き続き長期的視野に立った人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む必要があります。

このように豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮されることが重要です。

<施策の展開>

●推進事項⑫ 人材育成の充実

各産業において中核を担うリーダー育成のため、研修機会の充実を図ります。

また、女性セミナー運営委員会と連携し、女性の視点による地域・生活課題の学習内容の一層の充実に努めます。

●推進事項⑬ 審議会等における男女共同参画の推進

各種審議会等における男女の登用状況について定期的に把握・公表するとともに、委員構成の見直しを図るなど男女比率の均衡に努めます。

●推進事項⑭ 市役所内における男女共同参画の推進

各種女性職員の採用比率や管理職比率などの状況把握・分析を行うとともに、次世代育成支援対策法に基づく「特定事業主行動計画」の推進と定着を図り、子を持つ職員等が働きやすい環境づくりに努め、市役所内における女性の活躍を推進します。